

平成30年3月7日

(特非)全国要約筆記問題研究会
理事長 三宅初穂 殿
福井支部長 友重香織 殿

(特)福井県中途失聴・難聴者協会
理事長 大嶋 實
FAX 0776-54-2858
PCeメール oosima@kore.mitene.or.jp

記録作成について要望・意見について

日頃、難聴者並びに当協会に対して温かいご支援ご協力ありがとうございます。
2月19日付全要研からの通知(記録作成)について、下記のようにご回答いたします。

記

(1) 私たちはログの提供を要望しています

いま、全国で多くの難聴者協会がログの提供を求め、自治体や派遣施設に要望を出しています。しかし、全難聴が全国の自治体に送った通知第16-176(難聴者へのログの提供を禁じる、合理的配慮も禁じる)がネックとなり、話し合いが頓挫しています。

このため、昨年6月の全難聴の総会で、加盟協会有志が、この全難聴 通知第16-176 の撤回を求める決議案を出しました。そして、この検討のために全難聴ログ問題検討会が発足しました。記録者派遣制度は、このログ問題検討会で、全難聴から提案されたものです。

(2) 記録者派遣制度の問題点

われわれは下記の理由から、この制度の提案を受け入れていません。

① 費用の問題

- ・有料派遣では貧しい難聴者協会にとって運営のバリアになり、かといって無料奉仕では、奉仕員制度以前に戻ることになってしまいます。

② 公的な資格・公的な保証が必要

- ・記録者には、要約筆記者同様、守秘、著作権保護などのルールと教育が必要です。
- ・正確な記録技法など、スキルを確立するための養成制度も必要です。
- ・録音データの持ち帰りに伴う、紛失、盗難などの保証制度も必要です。

③ 二重の要員派遣、二重の制度の矛盾

1 件の会議に、要約筆記と記録者が参加することは、非常に無駄が多く、厚労省に記録者派遣制度の了解が得られるか疑問です。

④ すぐにもらえなければ意味がない

記録用のデータは、会議終了後に読返して確認することに大きな意味があります。録音データを持ち帰って、何日も後に書き起こし文を渡されるのでは、記録の意義が半減してしまいます。

また、難聴者にログが必要なのは、会議の記録だけではありません。講演会、研修会などでの読返し用のログ、病院等での手書きノートテイク用紙の提供も必要です。

(3) ログの必要性と今後の取り組み

通訳された文字を目で追うのに精一杯のわれわれ難聴者は、メモがとれず、録音も使えません。難聴者の音声バリアフリーのためには、ログの提供が不可欠です。そして、難聴者が、ログを求めることはきわめて合理的な要求であると考えています。

因みに、関東地区（東京を除く）では、ほとんどの自治体で、難聴者のためにログの提供が行われています。

われわれは引き続き、ログの提供の障壁となっている、全難聴通知第 16-176 の撤回を求めています。また、自治体・派遣施設との話し合いを継続していきます。

要約筆記者の皆様の、あたたかいご支援と、ご協力をお願いいたします。

なお、ログ問題の現状と考え方については、下記 HP をご覧ください。

グーグルの情報保障研究会（ログ問題）で検索し、「ログ問題とは何か」をクリック。

以上